

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画
第3次さんかくプランについて

～性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち、住みたいまち」の実現をめざして～

答 申

平成24年2月10日

岡山市男女共同参画専門委員会

はじめに

答申にあたって、まずはじめに、岡山市が平成23年4月に市民と協働でさんかくプラン策定ワーキンググループを立ち上げ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画の改定にあたり盛り込むべき事項等について、市民参加のもと幅広く議論されてきたことを高く評価するとともに、同ワーキンググループに参加された市民の皆様のご尽力に心から敬意を表します。

岡山市男女共同参画専門委員会は、平成23年4月4日、岡山市長から「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（新さんかくプラン）改定について」諮問を受け、これまで7回にわたって検討を重ねてまいりました。

検討に当たっては、同ワーキンググループでの議論を尊重しつつ、男女共同参画に関する市民意識・実態調査、行政評価、国・県の改定プラン等も踏まえ、さまざまな角度から審議してまいりました。また、平成23年12月から平成24年1月にかけての本計画素案への意見募集に対して寄せられた、市民の皆様のさまざまなご意見については、可能な限り答申に反映するよう努めました。ご意見を寄せていただいた皆様に感謝を申し上げます。

答申では、前プランでの取組と課題を整理し、今後の課題についてまとめ、第3次さんかくプランで重点的に取り組むべき事項について精査し、計画の実効性を高める視点から具体的な施策を取りまとめるとともに、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕にも掲げられている男女共同参画社会の実現に寄与する観点から幅広く提言しています。

岡山市においては、この答申の趣旨を踏まえ、第3次さんかくプランを策定するとともに、市政のあらゆる分野の施策の推進に男女共同参画の視点をいかしながら、男女共同参画社会の実現に向けて、これまで以上に積極的に取り組まれることを要望します。

平成24年2月

岡山市男女共同参画専門委員会

委員長	正 保 正 恵
副委員長	中 塚 幹 也
	生 本 寛
	大 本 崇
	大矢野 総 子
	貝 原 己代子
	倉 橋 澄 江
	小 松 泰 信
	中 谷 文 美
	松 井 圭 三

目 次

計画策定にあたって	1
計画の基本的な考え方	2
(1) 計画の目的	
(2) 計画の基本理念	
(3) 計画の位置付け及び期間	
これまでの取組と課題	3
(1) 前プランの主な取組と評価	
(2) 今後の課題	
第3次さんかくプランでの取組	4
(1) 第3次さんかくプランでの重点的な取組	
(2) プランの効き目を測る	
(3) 推進体制	
岡山市のめざす男女共同参画社会	5
第3次さんかくプランの体系図	6
数値目標及び成果指標一覧	8
第3次さんかくプランの内容	10

計画策定にあたって

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、「第3次さんかくプラン」を策定するものです。

計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的

私たちは知らず知らずのうちに「男だから」「女だから」と性別にとらわれ、行動することや、自分以外の人に対して、「男のくせに」「女のくせに」と性別で分けて役割を押しつけてしまうことがあります。しかし、性別で分けることにとらわれると、生き方の選択の幅を狭めてしまう場合があります。

お互いを認め合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができ、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくるのが大切です。

このような男女共同参画社会を実現するために、家庭・地域・職場のあらゆる場面に、男女がともに参画しやすい環境を整えていくことが重要です。

そこで、この計画は、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」である男女共同参画社会の実現を目的として策定するもので、

①性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現

②性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現

③性別にかかわらず、多様な意見が活かされる元気なまちの実現

を基本目標として進めていきます。

(2) 計画の基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本計画として位置付けます。

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

これまでの取組と課題

(1) 前プランの主な取組と評価

前プランでは、「男女平等に関する教育や学習の推進」「女性に対する人権侵害をなくすための環境づくり」「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しへの働きかけ」「多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実」を、重点的に取り組んできました。

学校における男女平等教育の推進や、家庭や地域における学習機会の提供などにより、男女共同参画への理解は進みつつあり、今後も一層の男女平等教育推進を望む声が高まっています。

DV対策としては、配偶者・パートナーからの暴力の根絶をめざす「DV対策基本計画」を策定し、DV防止及び被害者支援のための施策の充実を図るなど、積極的に取り組んできました。その結果、市民のDVに対する認識は高まってきているといえます。

固定的な性別役割分担意識については、地域への啓発や、さんかく岡山、公民館での講座の実施などにより、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」という考え方に否定的な人が多くなっています。

子育て支援としては、保育園の待機児童の解消や地域子育て支援体制の充実など、子育て世代にとって最も切実な課題に取り組み、待機児童ゼロを継続するなど、子育てしやすい環境が整ってきています。

(2) 今後の課題

前プランで毎年行ってきた行政評価と「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」（平成22年実施）の結果から次のことが明らかになっています。

- 男女の地位の平等感では、男女平等と考える人が多くなっていますが、「学校教育」以外の「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」においては、男性優遇と感じている人が依然として多い状況です。
- DV被害者の多くは女性ですが、DV行為を受けたことが「何度もあった」「1、2回あった」と回答した人のそれぞれ3割以上が、誰にも「相談しなかった」としています。
- 家庭での家事分担は、主に妻が担当していますが、子どもの世話については、「妻と夫が同じ程度に分担する」ことを理想とする人が多くなっています。
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先することを理想としている人が男女ともに最も多くなっていますが、現実には、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人が多い状況です。
- 地域社会の様々な組織で活動している女性は多いですが、「女性のPTA会長」「女性の単位町内会長」等、会長や役員の割合は低く、同様の傾向は農業分野にも見られます。

こうした状況から次の課題が見えてきます。

- 男女共同参画に対する理解の一層の促進
- DVの内容や相談機関の周知及びDV被害者支援、DV対策の充実
- 育児や家事等にかかる女性の負担感の軽減
- 育児や介護をしやすい環境の整備及び育児・家事・介護への男性の参加
- 地域社会や農業分野における方針決定過程等への女性の参画

第3次さんかくプランでの取組

(1) 第3次さんかくプランでの重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

①男女平等を推進する教育・学習の推進

②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組めます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進捗管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

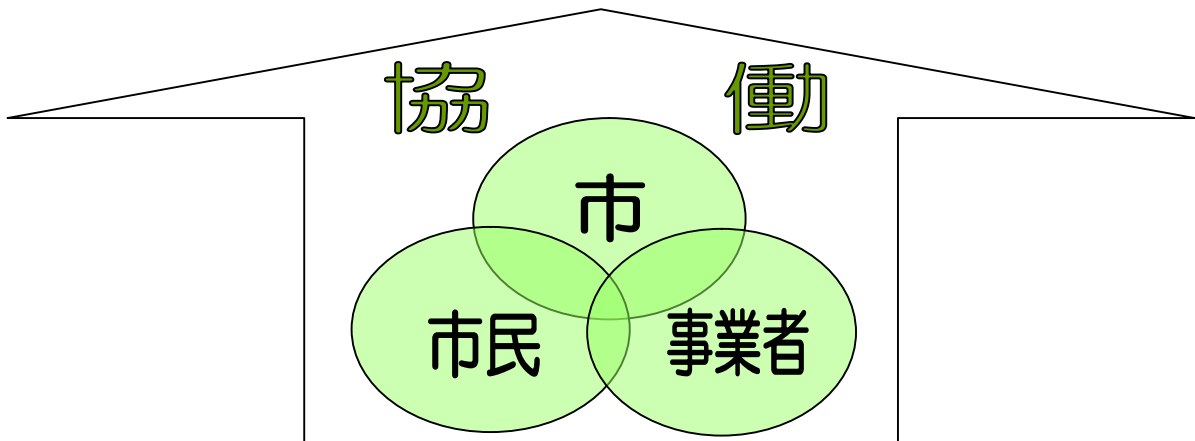
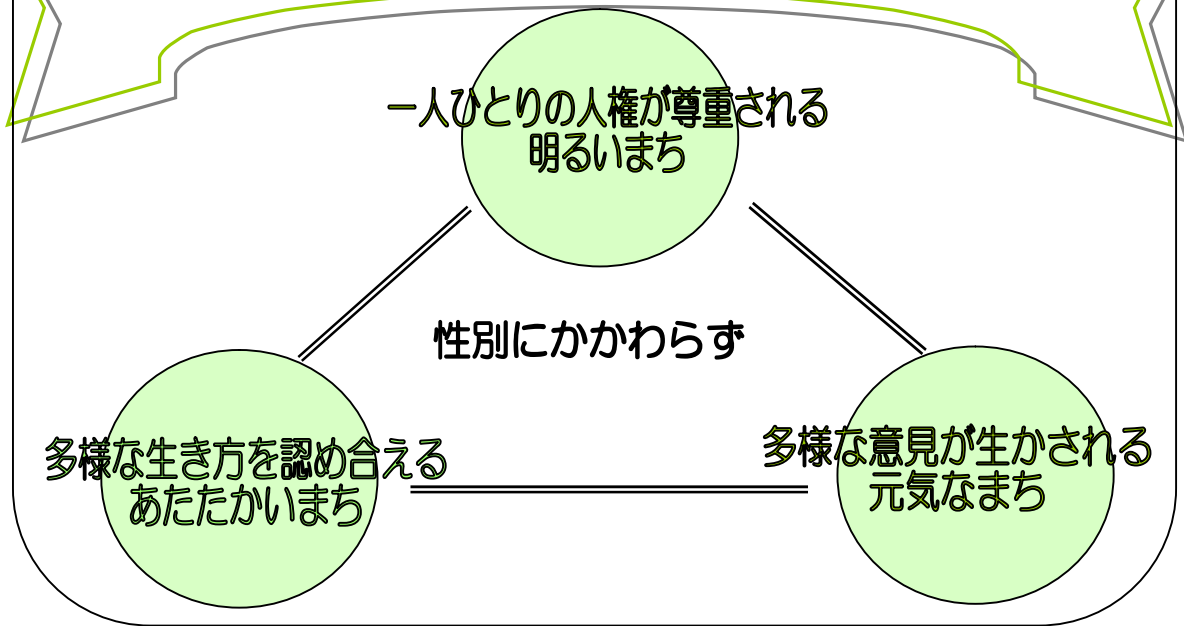
「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

岡山市のめざす男女共同参画社会

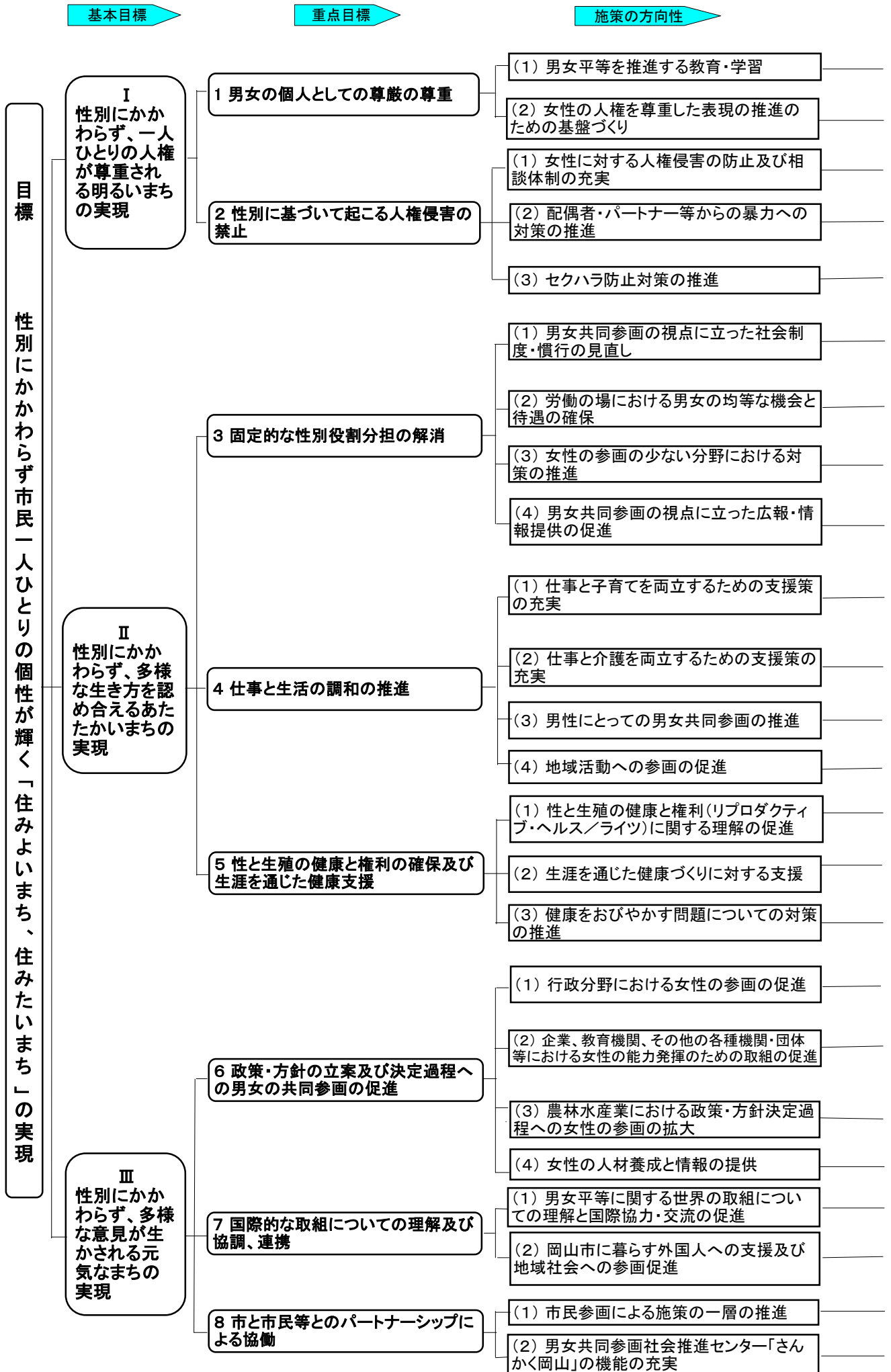
性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く
「住みよいまち、住みたいまち」



【基本理念】

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別による固定的な役割分担の解消
- 家事や育児などの家庭生活における活動と仕事などのその他の活動の両立
- 政策・方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる環境づくり
- 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援
- 国際的な取組の理解及び協調・連携
- 市民、事業者、市は主体的にその役割を果たし、互いに協働すること

計画の体系



具体的施策

①幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進	②教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進
③男女共同参画を推進する人材の養成と活用	④家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
⑤男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	
①情報教育の推進	②社会環境浄化のための活動の推進
①市民への意識啓発	②相談体制の充実
③関係機関等との連携の促進	
①DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施	②民間団体等と連携した支援
③加害防止のための調査研究	④DV家庭の子どもへの支援
①職場におけるセクハラ防止対策の推進	②教育の場におけるセクハラ防止対策の推進
③地域におけるセクハラ防止対策の推進	
①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	②苦情や相談を通じた市政の見直し
①男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実	②男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知
③農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	
①まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	②ロールモデル(手本となる人材)情報の提供
③子どもの頃からの理数分野への興味の拡大	
①男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
③市民意識・実態調査の定期的な実施	④男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供
①保育サービスの充実	②放課後児童対策の充実
③地域の子育て支援体制の充実	④子育てに関する相談支援体制の充実
⑤ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	⑥育児休業等の制度の定着促進
①介護に関する相談体制の充実	②介護休業等の制度の定着促進
③地域の介護支援体制の充実	
①男性の家事や子育てへの参加の支援・促進	②男性の介護への参加の支援
③男性のための相談体制の整備	
①地域活動に参加しやすくするための支援	
①女性の健康問題についての啓発の推進	②学校における性教育の充実
③性に関する学習機会の充実	
①相談体制の充実	②健康づくりのための知識の普及啓発
③食育の推進	④健康診査受診の推進
①HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	②薬物乱用防止教育の充実
③「こころの健康づくり」の推進	
①市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	②女性の市職員の管理職への任用
①企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)への働きかけ	②女性の再就職支援の充実
③女性の創業支援の充実	④方針決定過程への女性の参画の促進
①農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	②女性の能力開発と適正な評価
③農業委員等への女性の登用の促進	
①女性リーダーの養成と情報提供の充実	
①世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発	②持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
①外国人のための相談、情報提供の充実	②国際理解・交流活動の推進
③外国人の意見が反映される市政運営	
①審議会や実行委員会への市民の参画の推進	②男女共同参画推進週間(さんかくウィーク)への参画の促進
③多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	
①市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	

数値目標及び成果指標一覧

第3次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、望ましい方向を示しています。（平成24年度に現状値の抽出を行います。）

施策の実施状況、数値目標及び成果指標を使って、公開を前提とした評価を平成25年度から毎年行います。

数値目標一覧

重点目標	数値目標	目標値	
		H23現状値	H28目標値
1 男女の個人としての 尊厳の尊重	小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小・ 95.9%	100%
		中・ 100%	100%
	保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合	— %	100%
	「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数	9回	毎年 10回以上
2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数	404人	毎年 500人以上
	市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数	666人	毎年 700人以上
3 固定的な性別役割 分担の解消	市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数 *1	5,182人	毎年 6,000人以上
4 仕事と生活の調和の推進	保育園の待機児童解消期間	12か月	12か月
5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	市の実施する性に関する出前講座の受講者数	18,225人	毎年 17,500人以上
	乳がん検診受診率	17.5%	50%
6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	市の審議会の女性委員の割合	39.9%	40%
	市の女性管理職の割合 *2	5.8%	8%
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	234人	毎年 300人以上
8 市と市民等との パートナーシップ による協働	「さんかくウィーク」への参加者数	2,455人	毎年 3,000人以上
	「さんかくウィーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	24.7%	50%

*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウィーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

重点目標	成果の指標	定義	方向性
1 男女の個人としての 尊厳の尊重	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	↗
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
	メディア表現に対する男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアにおいて性差別的表現を感じたことのある人の割合	↗
2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	↗
	DV・デートDVに対する認知度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	↗
	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	↗
3 固定的な性別役割 分担の解消	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	↗
	男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	↗
	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	↗
4 仕事と生活の 調和の推進	父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	↗
	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	↗
	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合	↗
	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気職場にあると思う人の割合	↗
5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	↗
	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	↗
6 政策・方針の立案及び決 定過程への男女の 共同参画の促進	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合	↗
	P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合	↗
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	↗
	相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合	↗
8 市と市民等との パートナーシップ による協働	「さんかくウィーク」の認知度	「さんかくウィーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウィーク」を知っている人の割合	↗
	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	↗

【重点目標1】男女の個人としての尊厳の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いに認め合い、個人としての尊厳を尊重することが重要です。

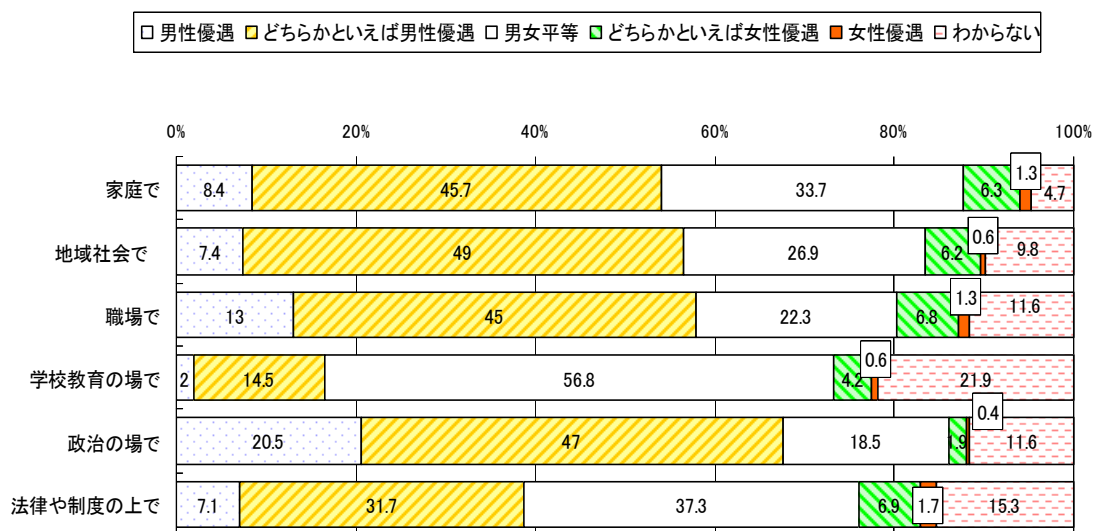
市民意識・実態調査では、「家庭」「地域社会」「職場」「政治の場」において、男性のほうが優遇されていると思う人が多い状況になっています。

人の意識や価値観は、幼児期から形成され、この時期から男女共同参画の視点をもつことが重要といえます。そのため、男女の平等感や人権を尊重する心をはぐくむことができるよう、発達段階に応じた教育・学習機会の充実を図るとともに、メディア等からの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を育てるよう情報教育の推進に努めます。

また、男女平等に関する法令等について、理解しやすい形で広報し、広く市民に周知を図ります。

◆男女の地位の平等について

【全体】



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 男女平等を推進する教育・学習

- ① 幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進
- ② 教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進
- ③ 男女共同参画を推進する人材の養成と活用
- ④ 家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供
- ⑤ 男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知

(2) 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり

- ① 情報教育の推進
- ② 社会環境浄化のための活動の推進

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合	小・ 95.9%	100%
	中・ 100%	100%
保育園、幼稚園において男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合	－ %	100%
「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数	9回	毎年 10回以上

成果指標	定 義
小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合
メディア表現に対する男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアにおいて性差別的表現を感じたことのある人の割合

【重点目標1】 男女の個人としての尊厳の尊重

◇施策の方向性 (1) 男女平等を推進する教育・学習

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進	就学前児童を対象とした男女平等の視点を入れたリーフレットの作成や「男女平等教育指導の手引き」を小中学校で活用するなど、子どもの発達段階に応じて、男女共同参画の視点をいれた学習を進めます。	就学前児童を対象とした男女平等の視点を入れたリーフレットの作成	指導課・保育課
		「男女平等教育指導の手引き」を活用した授業の実施	指導課
		「男女平等教育指導の手引き」の改訂	指導課
		男女平等意識・男女平等教育に関する調査の実施	指導課
		男女共同参画をテーマに含む視聴覚教材の購入・貸出	指導課
教職員・市職員の男女共同参画に関する理解の促進	教職員・市職員を対象に男女共同参画を主なテーマとした研修を行い、教育現場や市の施策に男女共同参画の理念が反映されるよう努めます。	男女平等教育担当者研修の実施	教育研究研修センター
		男女共同参画にかかわるテーマを設定した教職員研修の実施	教育研究研修センター
		男女共同参画をテーマとした校内外人権教育研修の実施	指導課
		市職員への男女共同参画をテーマとした研修の実施	男女共同参画課・人事課
男女共同参画を推進する人材の養成と活用	男女共同参画大学「さんかくカレッジ」等を通じて男女共同参画の視点を持った人材を養成するとともに、男女共同参画への理解を深めた市民が講師として活躍できる機会を提供します。	男女共同参画大学（さんかくカレッジ）の開講	男女共同参画課
		男女共同参画に関する講師登用の推進	男女共同参画課
家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	公民館等で男女共同参画をテーマとする講座を行うことなどにより、男女共同参画社会について周知するとともに、理解を深める場を市民に提供します。	男女共同参画をテーマとした公民館講座の開催	公民館
		男女共同参画をテーマとした人権講座の開催	指導課
		男女共同参画の視点に立った学習内容を取り入れた家庭教育セミナー等の開催	こども福祉課
		男女共同参画に関する学習会への講師の派遣	男女共同参画課
男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	「男女共同参画社会基本法」や「さんかく条例」をはじめ、男女平等に関する法令や条約等について、理解しやすい形での広報に努めます。	パンフレット・広報紙、各種講座を通じての法令等の周知	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
情報教育の推進	学校教育や社会教育を通じて、児童・生徒、保護者をはじめ多くの人々が情報を主体的に収集、判断等ができる能力の育成に努めます。児童・生徒の情報モラルを高める授業実践に向けて、教員の指導力の向上を図ります。	メディアリテラシー教育に関する研修の実施	教育研究研修センター
		メディアリテラシー講座の開催	公民館・男女共同参画課
		情報教育研修の充実	教育研究研修センター
		人権研修での情報教育の実施	人権推進課
社会環境浄化のための活動の推進	青少年の健全育成に関する情報の提供や「青少年育成センター」の活動を広く紹介します。地域の社会環境の把握や県指定の有害図書は排除など環境浄化に努めます。	青少年育成センター機関誌の発行	生涯学習課
		岡山市青少年育成協議会と連携した環境浄化	生涯学習課

*メディアリテラシー：情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力

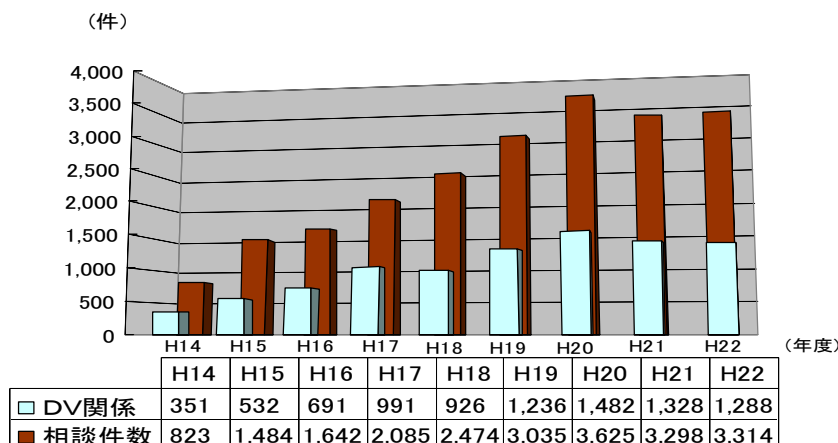
【重点目標2】性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

男女がお互いを認め合い人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成するうえで重要なことです。

しかし、配偶者等からの暴力（DV）、交際相手からの暴力（デートDV）や職場におけるセクシュアルハラスメントなど、性別に基づいて起こる人権侵害は後を絶ちません。これらの行為は著しく人権を侵害する暴力であり、絶対に許されるものではありません。

DV・デートDVやセクシュアルハラスメントについての正しい理解を深め、それらの行為を容認しない気運の醸成を図るとともに、相談機関の周知、被害者に対するきめ細やかな支援に努めます。

◆男女共同参画相談支援センターにおける相談件数



◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実

- ① 市民への意識啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 関係機関等との連携の促進

(2) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

- ① DV被害者（子どもを含む）の保護及び自立に向けた支援の実施
- ② 民間団体等と連携した支援
- ③ 加害防止のための調査研究
- ④ DV家庭の子どもへの支援

(3) セクハラ防止対策の推進

- ① 職場におけるセクハラ防止対策の推進
- ② 教育の場におけるセクハラ防止対策の推進
- ③ 地域におけるセクハラ防止対策の推進

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施するDV防止啓発講座の受講者数	404人	毎年 500人以上
市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数	666人	毎年 700人以上

成果指標	定 義
公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関(市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター)を知っている人の割合
DV・デートDVに対する認識度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合
職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

【重点目標2】 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

◇施策の方向性 (1) 女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市民への意識啓発	DV・デートDVやセクハラ等について、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止したり、早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。	事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座の実施 市民へのDV・デートDVやセクハラ等に関する講座の実施 DV・デートDVやセクハラ等に関する広報	男女共同参画課・人権推進課 男女共同参画課・人権推進課・公民館 男女共同参画課・人権推進課
相談体制の充実	相談窓口の所在等について広く市民への周知を図るとともに、男女共同参画相談支援センターの相談員や福祉事務所の家庭女性相談員の研修を充実し、その資質と能力の向上を図ります。また、犯罪被害者や家族が、相談を通じて情報提供等を受けられるよう、相談体制を充実します。	男女共同参画相談支援センターでの一般相談・特別相談の充実 各福祉事務所での家庭女性相談員による一般相談 犯罪被害者等総合相談窓口での相談実施 相談窓口の所在等についての市民への周知 相談員に対する研修の充実	男女共同参画課 こども福祉課・各福祉事務所 安全・安心ネットワーク推進室 男女共同参画課・こども福祉課 男女共同参画課・こども福祉課
関係機関等との連携の促進	県や警察等の関係機関との連携を進め、被害者に必要な支援をします。	県下の女性センター・警察・弁護士会等との連携	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
DV被害者(子どもを含む)の保護及び自立に向けた支援の実施	市独自の緊急一時保護の実施、各種制度の情報提供や利用の斡旋等の援助を行い、DV被害者の自立に向けた支援をします。	DV被害者緊急一時保護の実施 DV防止法に基づく一時保護の受託 DV被害者の市営住宅の優遇抽選 DV被害者の市営住宅の目的外使用許可	男女共同参画課 こども福祉課・各福祉事務所 住宅課 住宅課
民間団体等と連携した支援	DV被害者への柔軟な支援を可能にする民間のDV被害者支援団体等との連携を強化します。	民間のDV被害者支援団体への助成 DV被害者サポーターの活用	男女共同参画課 男女共同参画課
加害防止のための調査研究	被害者保護のため、加害者への対応や再発防止に向けた取組についての研究を進めます。	DV加害防止に向けた調査・研究	男女共同参画課
DV家庭の子どもへの支援	DVの目撃も児童虐待と位置づけられ、DVが子どもに及ぼす影響は大きいことから、DV家庭の子どもに対する支援をします。児童虐待を早期発見し対応できるように、関係機関との連携を推進します。	DV被害者の子どもに対する支援 要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携	男女共同参画課・こども総合相談所 こども福祉課

◇施策の方向性 (3) セクハラ防止対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
職場におけるセクハラ防止対策の推進	事業者へ出前講座を行うなど、勤労者の良好な就業環境の確保について支援します。また、市の管理職用のセクハラ防止マニュアルの活用により、職場におけるセクハラ防止対策を進めます。	事業者へのセクハラ研修出前講座の実施 市職員に対するセクハラ相談の実施 市の管理職用のセクハラ防止マニュアルの活用	男女共同参画課・人権推進課 総務課 人事課
教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	管理職員への指導の徹底をはじめ、啓発資料の活用などにより、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努めます。	校長会等での指導 教職員用セクハラ防止啓発資料の活用	学事課・指導課 指導課
地域におけるセクハラ防止対策の推進	地域においてセクハラ防止に向けた学習機会の提供により、啓発を進めます。	市民へのセクハラ等に関する講座の実施	男女共同参画課・人権推進課

【重点目標3】固定的な性別役割分担の解消

市民意識・実態調査において、「男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの」という考え方については、前回調査の時よりも否定的な人が多くなっていますが、家庭での主な家事分担は、依然として妻が担当しており、意識と実態の乖離が見られます。

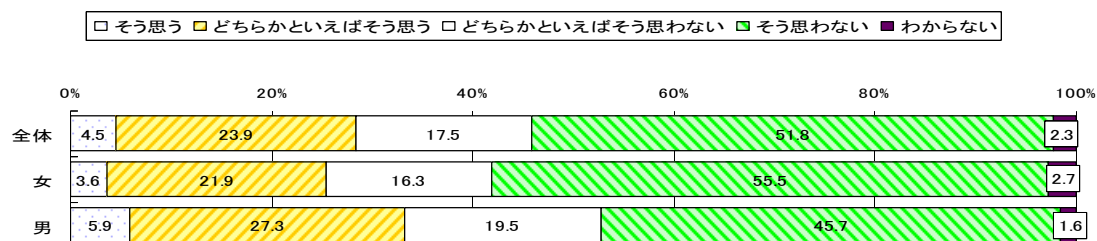
固定的な性別役割分担意識は、男女の生き方を制限することに通じ、その意識の解消を図ることが、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要なことです。

このため、市民への意識啓発をはじめ、雇用の分野、商工業等の自営業、農林水産分野など、働く場での男女の固定的な性別役割分担の解消を図るための取組を推進します。

また、女性と男性の状況を客観的に把握できるよう、ジェンダー統計など統計情報の充実に努めます。

◆男性は外で働くもの、女性は家庭を守るもの

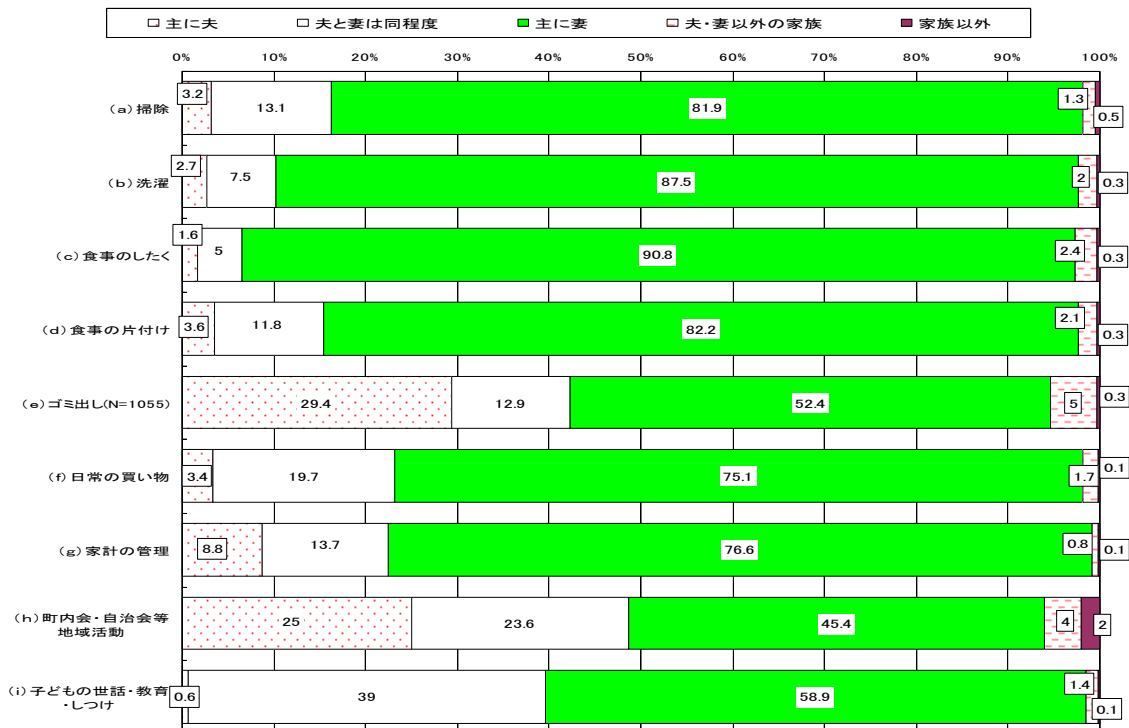
【全体・性別】



◆家庭生活について

(H22年市民意識・実態調査)

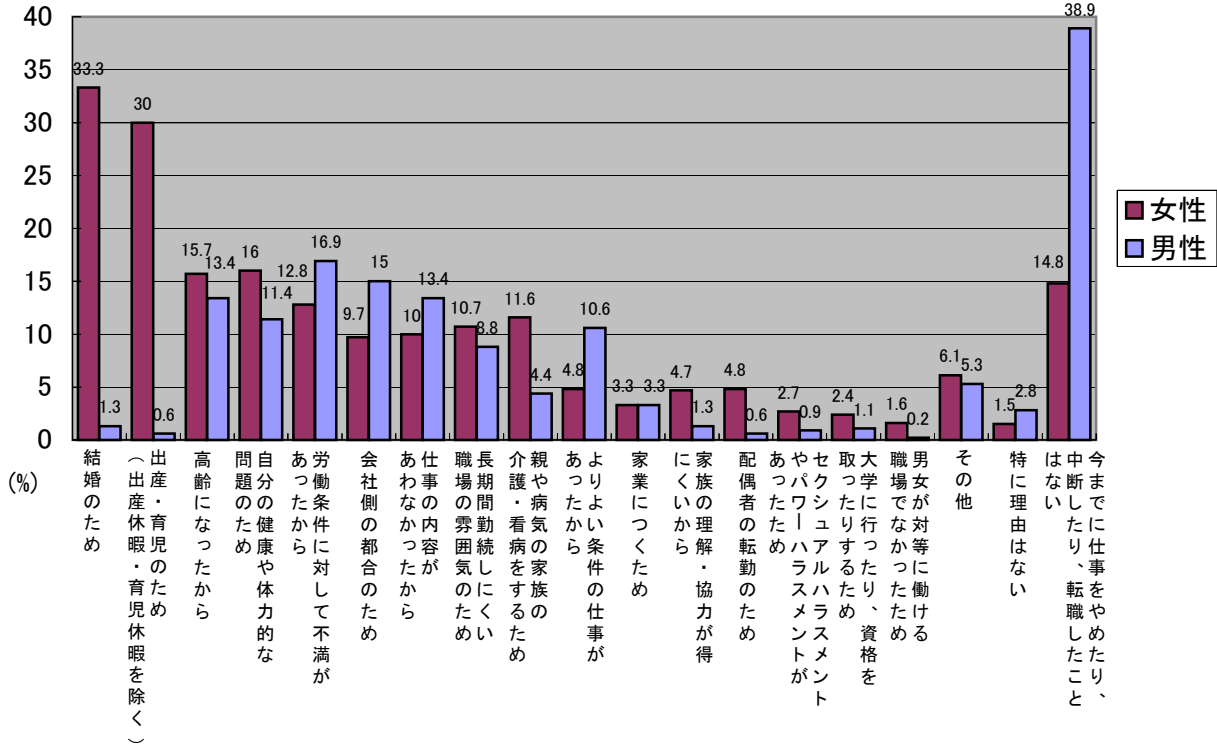
【全体】



(H22年市民意識・実態調査)

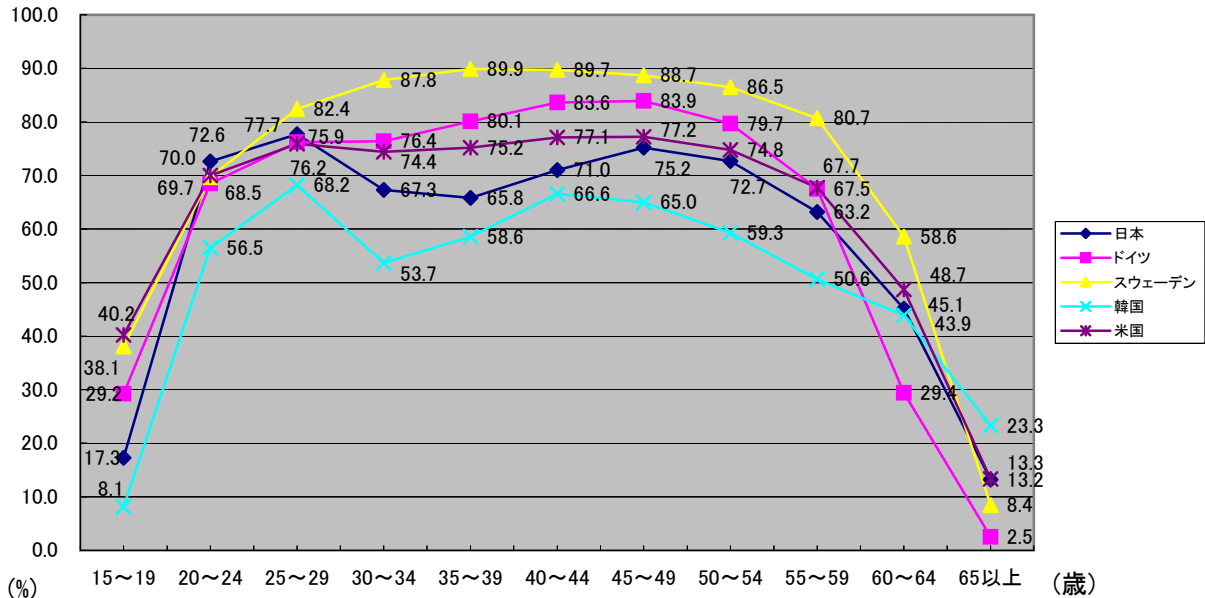
◆仕事をやめたり、中断したり、転職した理由

Q.あなたは、仕事をやめたり、中断したり、あるいは転職したことがありますか。あるとすれば、それはどのような理由からでしょうか。



岡山県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(平成21年)

◆女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



(備考) 1.「労働力率」…15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合。
 2.米国の「15~19歳」は、16~19歳。
 3.日本は総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成21年)、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
 4.日本は平成21年(2009年)、韓国は平成19年(2007年)、その他の国は平成20年(2008年)時点の数値。

内閣府「男女共同参画白書」(平成22年版)

我が国の女性の労働力率の現状を年齢階級別にみると、30歳代を底としたいわゆるM字カーブを描いている。M字カーブが見られることには、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられる。

◆施策の方向性と具体的施策◆

- (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
 - ①地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発
 - ②苦情や相談を通じた市政の見直し
- (2)労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保
 - ①男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実
 - ②男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知
 - ③農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発
- (3)女性の参画の少ない分野における対策の推進
 - ①まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大
 - ②ロールモデル（手本となる人材）情報の提供
 - ③子どもの頃からの理数分野への興味の拡大
- (4)男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進
 - ①男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用
 - ②多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進
 - ③市民意識・実態調査の定期的な実施
 - ④男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数	5,182人	毎年 6,000人以上

成果指標	定 義
性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合
男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合
事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合

【重点目標3】 固定的な性別役割分担の解消

◇施策の方向性 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	さんかく岡山や公民館等での講座に加え、各種地域団体・事業者と連携するなどし、固定的な性別役割分担の解消について市民の理解を深めていきます。	固定的な性別役割分担を見直すための講座の開催	男女共同参画課・公民館
		事業者への男女共同参画出前講座の実施	男女共同参画課
		男女共同参画情報誌の配布	男女共同参画課
苦情や相談を通じた市政の見直し	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民から苦情の申し出があったときは、男女共同参画専門委員会に諮って、制度や運営の改善に努めます。 男女共同参画相談支援センターや福祉事務所の相談事例の中に潜在している市民ニーズを、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て把握し、市の制度や運営の改善に反映させるよう努めます。	男女共同参画専門委員会への諮問・答申と市の制度や運営の改善	男女共同参画課・関係各課

◇施策の方向性 (2) 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画を積極的に推進する事業者への顕彰等の充実	雇用の分野における男女共同参画を推進するための活動を積極的に行い、その功績が特に顕著であると認められた事業者の広報の充実を図ります。	男女共同参画を積極的に推進する事業者の広報の充実	男女共同参画課
男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	男女雇用機会均等法などの法令について広く情報提供を行うとともに、事業者への出前講座においてその内容を紹介するなど、法令の趣旨の周知を図ります。	公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催	人権推進課
		事業者への出前講座の実施	男女共同参画課
農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、女性の役割を適正に評価するための啓発を積極的に行います。	「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 研修会への講師派遣	農林水産課 男女共同参画課

◇施策の方向性 (3) 女性の参画の少ない分野における対策の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	まちづくり・防災分野などでの固定的な性別役割分担意識を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、女性消防団員の増加を図るなど、女性の参画を進めます。	地域防災力における女性の参画の拡大	防災管理課
		男女双方の視点に立った地域防犯の推進	安全・安心ネットワーク推進室
		女性消防団員増加の推進	消防企画総務課
ロールモデル(手本となる人材)情報の提供	ロールモデル(手本となる人材)の活躍事例の情報提供を行い、女性の参画を進めます。	活躍する女性に関する講演会の開催	男女共同参画課
子どもの頃からの理数分野への興味の拡大	女性が将来の進路選択において理工系分野への選択がしやすくなるよう公民館講座等を通じて理数分野に関する興味の拡大に努めます。	理数分野に興味の持てる講座の開催	男女共同参画課・公民館

◇施策の方向性 (4) 男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の促進

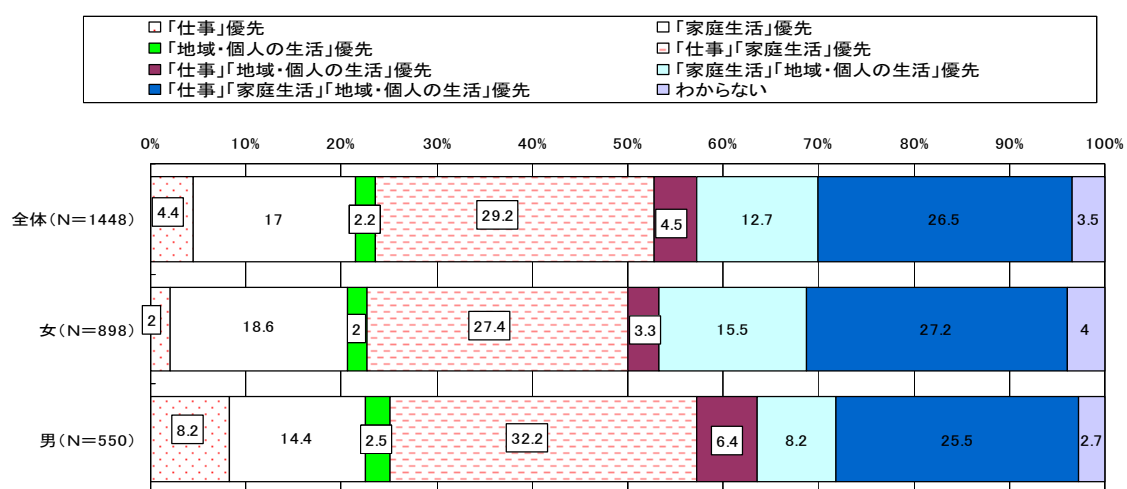
具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	市職員に広報ガイドラインを周知し、男女共同参画の視点に立った広報や刊行物の作成に努めます。	広報ガイドラインの周知・活用	男女共同参画課・人権推進課・広報課
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	広報紙などの紙媒体や、ラジオ、テレビ、インターネットなど音声・映像媒体の活用、男女共同参画に関するCMの作成・放映等により、広く市民に男女共同参画の周知を図ります。	市広報紙での男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画課・広報課
		男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画課
		男女共同参画に関する市政テレビ・ラジオ番組の放送	男女共同参画課・広報課
		男女共同参画に関するCMの作成	男女共同参画課
		男女共同参画に関するホームページの充実	男女共同参画課
市民意識・実態調査の定期的な実施	定期的に市民意識・実態調査を行い、男女共同参画社会の形成状況と市民ニーズの把握に努め、基本計画や施策の策定の基礎資料とします。	男女共同参画に関する市民意識・実態調査の実施	男女共同参画課
男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供	男女共同参画社会の形成状況を把握できる統計情報の収集、整備を行い、的確に市民へ提供します。	男女共同参画に関する行政評価の実施・公表	男女共同参画課

【重点目標4】 仕事と生活の調和の推進

市民意識・実態調査で、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度を尋ねると、男女とも「仕事」と「家庭生活」をともに優先することを理想としているものの、現実には、男性は「仕事」を優先し、女性は「家庭生活」を優先している人が多いという結果でした。

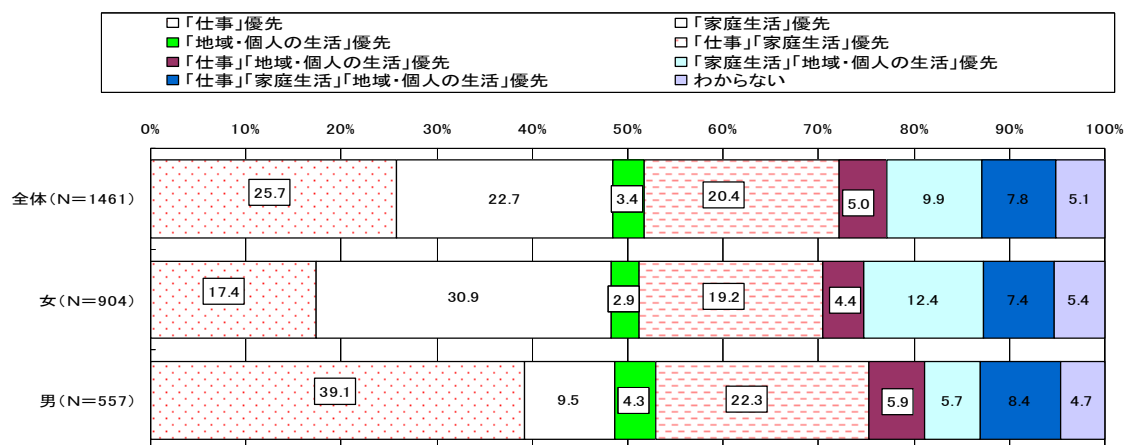
「仕事」と「家庭生活」の両立を理想としながらも、現実にはその両立が難しい状況の中で、男性も家事・育児・介護への参加ができるよう、働き方の見直しや休暇制度の充実など職場環境の整備を進めるとともに、仕事と子育て・介護・地域活動が両立できるよう、支援を進めます。

◆仕事と生活の調和について～理想～



(H22年市民意識・実態調査)

◆仕事と生活の調和について～現実～



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

- (1)仕事と子育てを両立するための支援策の充実
 - ①保育サービスの充実
 - ②放課後児童対策の充実
 - ③地域の子育て支援体制の充実
 - ④子育てに関する相談支援体制の充実
 - ⑤ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
 - ⑥育児休業等の制度の定着促進
- (2)仕事と介護を両立するための支援策の充実
 - ①介護に関する相談体制の充実
 - ②介護休業等の制度の定着促進
 - ③地域の介護支援体制の充実
- (3)男性にとっての男女共同参画の推進
 - ①男性の家事や子育てへの参加の支援・促進
 - ②男性の介護への参加の支援
 - ③男性のための相談体制の整備
- (4)地域活動への参画の促進
 - ①地域活動に参加しやすくするための支援

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
保育園の待機児童解消期間	12か月	12か月

成果指標	定 義
父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合
男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合
仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合
育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気職場にあると思う人の割合

【重点目標4】 仕事と生活の調和の推進

◇施策の方向性 (1) 仕事と子育てを両立するための支援策の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
保育サービスの充実	保育所の定員増と特別保育（延長保育・一時保育・休日保育・病児・病後児保育）の一層の充実を図ります。	保育所の施設整備による定員増	保育課
		保育所の定員増・定員の弾力化による受入児童数の拡大	保育課
		特別保育事業の拡大	保育課
放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの児童数増加への対応、施設改善など一層の質の向上を図ります。	放課後児童クラブの充実	こども福祉課・保育課
地域の子育て支援体制の充実	保育所の地域子育て支援センター・児童館の運営、市立幼稚園の施設開放など地域の子育てを支援します。	地域子育て支援センターの充実	こども福祉課・保育課
		利用者のニーズに即した児童館の運営	こども福祉課
		子育て広場の充実	こども福祉課
		市立幼稚園「のびのび親子広場」事業の充実	指導課
		ファミリーサポート事業の充実	こども福祉課
子育てに関する相談支援体制の充実	子育ての孤立化や不安を解消するため、パパママスクールの実施、地域こども相談センターの運営など支援の充実を図ります。	パパ・ママスクールの実施 地域こども相談センターの運営	健康づくり課 こども福祉課・各福祉事務所
ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	地域こども相談センター等の相談窓口の周知を図り、ひとり親家庭に対して必要な情報の提供を行うなどの支援の充実を努めます。	ひとり親家庭に対する支援内容の周知及び情報提供	こども福祉課
		ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	こども福祉課
育児休業等の制度の定着促進	事業者に対し働き方の見直しや育児休業制度の周知を図り、出産・育児等を支援する職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と子育ての両立に関する講座の開催 男性市職員の育児休業取得の促進	男女共同参画課 人事課・給与課

◇施策の方向性 (2) 仕事と介護を両立するための支援策の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
介護に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や地域包括支援センターの周知に努め、介護に関する相談体制の充実を進めます。	地域包括支援センターの人員体制の充実及び機能強化	高齢者福祉課 介護保険課
介護休業等の制度の定着促進	事業者に対し介護休業制度の周知を図り、介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を進めます。	仕事と介護の両立に関する講座の開催	男女共同参画課
地域の介護支援体制の充実	市民相互の支え合い・助け合いにより行う住民参加型の在宅福祉サービスの整備に努めます。	ひまわり在宅支援サービス事業の充実	福祉援護課

◇施策の方向性 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
男性の家事や子育てへの参加の支援・促進	家庭において男性が家事・子育てに参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。	男女が協力して子育てに関わる学習機会の提供	公民館・男女共同参画課
		市職員の子育て休暇取得等の促進	人事課・給与課
男性の介護への参加の支援	家庭において男性が介護に参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。	介護に関する講座の開催	公民館・男女共同参画課
		市職員の介護休暇取得の促進	人事課・給与課
男性のための相談体制の整備	長時間労働による心身の不調や精神的に孤立しがちな男性が相談しやすい窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談体制の整備を進めます。	こころの健康相談に関する相談体制の充実 相談窓口の周知	健康づくり課・こころの健康センター 男女共同参画課

◇施策の方向性 (4) 地域活動への参画の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
地域活動に参加しやすくするための支援	性別にかかわらずボランティア活動等地域活動への積極的な参加を促すための学習機会の充実を図ります。	ボランティア育成講座の開催	公民館
		学校支援ボランティア事業の充実	生涯学習課
		子ども会等の団体への支援	生涯学習課

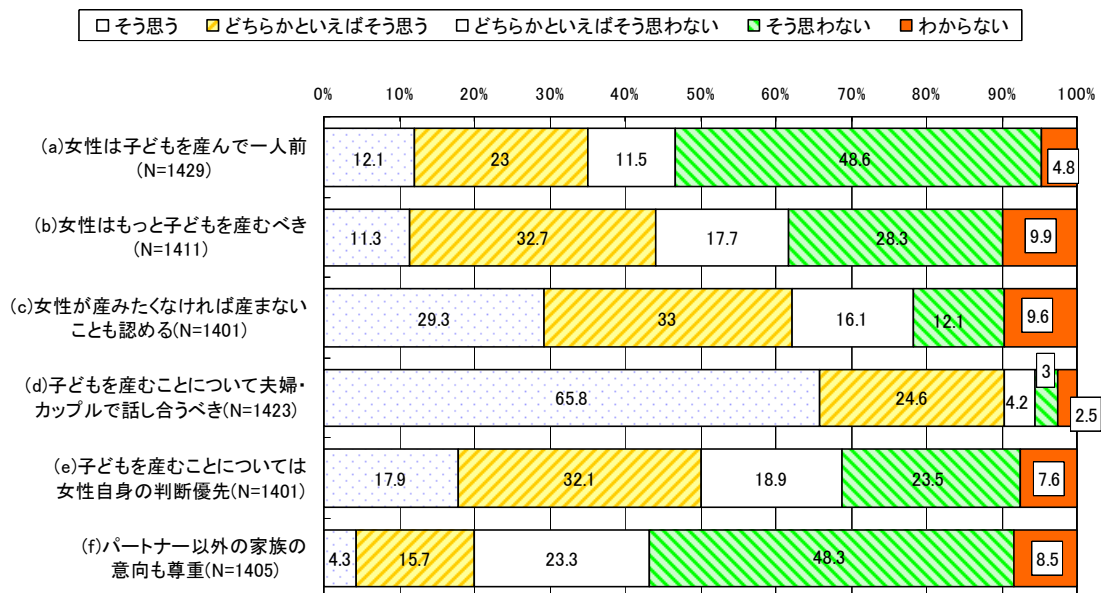
【重点目標5】 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

生涯にわたる健康のためには、男女がともにお互いの身体の特徴を理解し合うことが大切です。特に、女性は妊娠・出産の可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に対する配慮が求められます。

また、性同一性障害など多様な性のあり方についても、理解を進めることが必要です。

誰もが自らの身体や健康について正しい情報を入手し、知識を身につけ、自分で判断できるように、情報や学習機会の提供など必要な支援を進めるとともに、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。

◆女性が子どもを産むことに関して



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1)性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進

- ①女性の健康問題についての啓発の推進
- ②学校における性教育の充実
- ③性に関する学習機会の充実

(2)生涯を通じた健康づくりに対する支援

- ①相談体制の充実
- ②健康づくりのための知識の普及啓発
- ③食育の推進
- ④健康診査受診の推進

(3)健康をおびやかす問題についての対策の推進

- ①HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発

- ②薬物乱用防止教育の充実
- ③「こころの健康づくり」の推進

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する性に関する出前講座の受講者数	18,225人	毎年 17,500人 以上
乳がん検診受診率	17.5%	50%

成果指標	定 義
中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ 中学生の割合
健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合

【重点目標5】 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

◇施策の方向性 (1) 性と生殖の健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する理解の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
女性の健康問題についての啓発の推進	子どもを産む性としての女性の身体の特性を踏まえ、生涯にわたる女性の健康問題について広く市民に啓発を行います。	生涯にわたる女性の健康についての講座の開催	男女共同参画課・公民館
学校における性教育の充実	性と生殖に関して健康であることの重要性を理解し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持てるよう、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	「いのちを育む授業」プログラムの実施	保健体育課・健康づくり課
		教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施	保健体育課・保健課
		児童・生徒を対象とした性に関する相談の実施	保健体育課
性に関する学習機会の充実	エイズや性感染症についての正しい知識を普及し、性について見つめ直すことのできる機会を充実します。 また、性の多様性について理解を深められるよう、取組を進めます。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	保健課・保健体育課
		性について考える講座の開催	男女共同参画課・公民館

◇施策の方向性 (2) 生涯を通じた健康づくりに対する支援

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
相談体制の充実	思春期に特有の健康問題に関する相談に応じ、健康の保持増進と性意識の健全育成を図ります。 健康問題について、女性が気軽に相談できるような体制の整備や雰囲気づくりに努めます。	思春期電話相談の実施	健康づくり課
		女性が受診しやすい環境づくりの調査・研究	男女共同参画課
健康づくりのための知識の普及啓発	男女がともに生涯を通じて健康に過ごすために、男女に共通した健康問題や男女それぞれに特有の健康問題について理解を促進するとともに、運動する習慣が身に付くよう普及啓発を図ります。	健康づくり講座・運動普及講座の開催 健康市民おかやま21の推進	健康づくり課
食育の推進	男女を問わず望ましい食習慣や知識が習得できるよう広報や講座を展開し、啓発を進めます。	食育に関する講座の開催	男女共同参画課・公民館・健康づくり課
		教育の場における食育の推進	保健体育課
		食育実践のための情報提供	健康づくり課
健康診査受診の推進	予防接種や各種の健康診査が受診しやすくなるよう、情報提供や啓発に努めます。 また、乳がん等について対象者へ無料クーポン券を発行し、受診率向上を図ります。	各種健康診査の情報提供	健康づくり課
		がん検診の無料クーポン券発行	健康づくり課
		子宮頸がん予防ワクチン接種の実施	保健課

◇施策の方向性 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

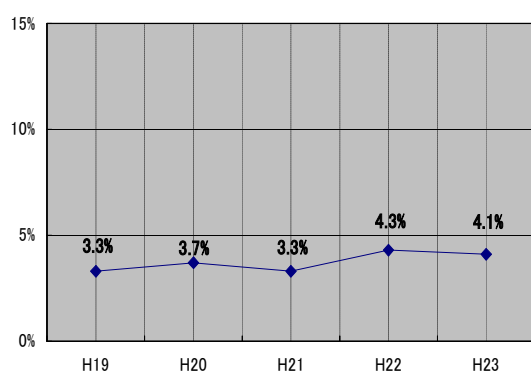
具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
HIV/エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	学校教育・社会教育・出前講座を通じて、エイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図ります。	エイズ・性感染症・性教育出前講座の実施	保健課・保健体育課
		「世界エイズデーin岡山」の開催	保健課
		エイズ・性感染症ホットラインの実施	保健課
		HIV性感染症検査	保健課
薬物乱用防止教育の充実	教職員を対象とした薬物乱用防止研修会の情報提供や市民への薬物乱用防止啓発事業の実施等により、薬物乱用防止についての理解を深め、教育の充実を図ります。	薬物乱用防止研修の情報提供	保健体育課
		覚醒剤等薬物乱用の防止啓発	保健管理課
「こころの健康づくり」の推進	心の悩みは、うつ、自殺、摂食障害などの形で健康を損なう場合もあることから、心の悩みを気軽に相談できる体制を整備するとともに、「こころの健康づくり」について情報提供を行います。	こころの健康に関する相談体制の充実	健康づくり課・こころの健康センター
		ストレス・うつ病についての知識の普及啓発	健康づくり課

【重点目標6】 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

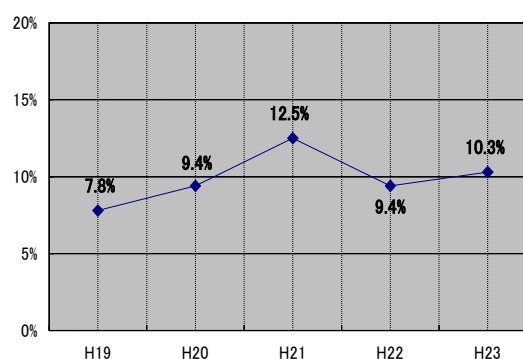
岡山市が「一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」（男女共同参画社会）として発展していくためには、人口の半数以上を占める女性が、政策・方針決定の場に参画する機会を確保され、意見を反映させることが必要です。しかし、各種機関・団体の会長・役員や職場の管理職などの女性の登用は、まだ十分とはいえません。

今後も、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、行政分野での女性の参画を促進するとともに、農林水産分野、商工業等の自営業をはじめ、各種機関・団体に対して女性の参画を働きかけ、その取組を支援します。

◆単位町内会長に占める女性の割合



◆PTA会長に占める女性の割合



◆施策の方向性と具体的施策◆

(1) 行政分野における女性の参画の促進

- ①市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成
- ②女性の市職員の管理職への任用

(2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進

- ①企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ
- ②女性の再就職支援の充実
- ③女性の創業支援の充実
- ④方針決定過程への女性の参画の促進

(3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ①農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成
- ②女性の能力開発と適正な評価
- ③農業委員等への女性の登用の促進

(4) 女性の人材養成と情報の提供

- ①女性リーダーの養成と情報提供の充実

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の審議会の女性委員の割合	39.9%	40%
市の女性管理職の割合*	5.8%	8%

* 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標	定 義
単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合

【重点目標6】 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

◇施策の方向性 (1) 行政分野における女性の参画の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	市の附属機関として設置されている審議会等について、男女いずれの委員の数もその総数の40%以上となるよう選任し、男女の意見を審議や調査に反映させます。 また、附属機関以外の協議会等については、女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。	審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 さんかく案例に基づき、審議会等における積極的改善措置の実施	行政改革推進室 男女共同参画課・関係各課
女性の市職員の管理職への任用	積極的に女性の職域を拡大し、性別にかかわらず職員一人ひとりの成績に応じた管理職への任用を図り、女性の管理職登用にに向けた社会的気運を高めていきます。	女性職員の職域や分担する職務の拡大 能力・実績主義に基づいた女性職員の管理職への登用	人事課 人事課

◇施策の方向性 (2) 企業、教育機関、その他の各種機関・団体等における女性の能力発揮のための取組の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）への働きかけ	女性の能力発揮に積極的に取り組む事業者を表彰し、広く紹介するとともに、企業向けの講演会等を実施し、人材の有効活用が経営の効率化に資することの理解を深めます。	雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者の表彰 企業向け講演会の実施	男女共同参画課 男女共同参画課
女性の再就職支援の充実	再就職に向けた情報提供やセミナーの充実を図ります。	女性の再就職支援セミナーの開催	男女共同参画課
女性の創業支援の充実	意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図ります。	起業家塾の開催	産業課
方針決定過程への女性の参画の促進	方針決定過程への女性の参画に関し、企業・教育機関・PTA・町内会等様々な分野における現状を調査し、情報提供に努めます。	政策・方針決定過程への女性の参画状況に関する定期的な調査の実施	男女共同参画課

◇施策の方向性 (3) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	農林水産業において女性の果たしている役割の重要性を考慮して、関係機関との連携のもと、女性の参画目標を策定し、達成に向けた積極的な取組を推進します。	農山漁村における女性の参画目標の策定	農林水産課・農業委員会
女性の能力開発と適正な評価	意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を身につけるための研修等を支援します。 家族経営協定締結に向けた啓発・支援を行います。	岡山市農林水産女性部協議会への支援 岡山市女性農業士連絡協議会への支援 家族経営協定締結の啓発・支援	農林水産課 農林水産課 農林水産課
農業委員等への女性の登用の促進	農業委員等への女性の登用を進めると共に、関係機関と連携して、農業施策に女性の意思が反映されるよう努めます。	女性農業士・女性認定農業者の育成 農業委員会活動への女性農業委員の参画	農林水産課 農業委員会

◇施策の方向性 (4) 女性の人材養成と情報の提供

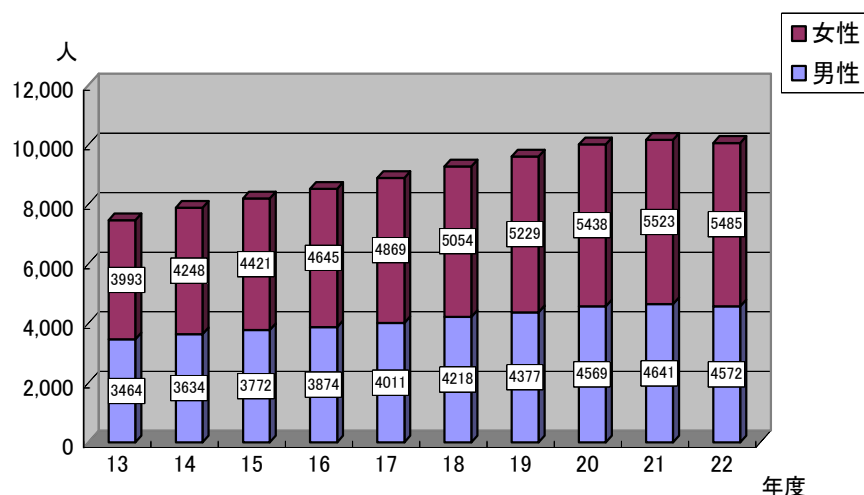
具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
女性リーダーの養成と情報提供の充実	「さんかくカレッジ」の充実等を通じて女性のリーダーを養成するとともに、女性の人材に関する情報の収集やデータベースの整備・その提供に努めます。	「さんかくカレッジ」の開催 男女共同参画講師紹介事業の実施 生涯学習支援システムの充実	男女共同参画課 男女共同参画課 生涯学習課

【重点目標7】国際的な取組についての理解及び協調、連携

男女共同参画社会の形成は、国際社会における様々な取組と密接な関係があり、我が国の男女共同参画推進の取組については、世界の動きと連動しながら進められています。そのため、世界の動きに目を向け、国際的な取組を理解することは、地域社会での男女共同参画を推進するうえで必要なことです。

岡山市において、外国人市民の数は増加傾向にあり、言葉や文化の違いから生活上の困難を抱えている人も少なくありません。外国人市民との交流を図り、お互いの文化を理解し合い、ともに地域社会を築くことができるよう外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりを進めます。

◆外国人市民人口の推移



◆施策の方向性と具体的施策◆

(1)男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

- ①世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発
- ②持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

(2)岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進

- ①外国人のための相談、情報提供の充実
- ②国際理解・交流活動の推進
- ③外国人の意見が反映される市政運営

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数	234人	毎年 300人以上

成果指標	定 義
「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合
相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合

【重点目標7】 国際的な取組についての理解及び協調、連携

◇施策の方向性 (1) 男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発	国際社会における男女共同参画の取組や世界の女性を取り巻く環境について情報提供を行うとともに、国際規範・基準の浸透を図ります。	国際社会における男女共同参画の現状・取組を紹介する研修・講座の開催	男女共同参画課
		国際交流ふれあい講演会の開催	国際課
持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	国際的な取組である「持続可能な開発のための教育」を推進するとともに、本市における取組について情報提供を行います。	「持続可能な開発のための教育」の推進	環境保全課・関係各課
		「持続可能な開発のための教育」における取組についての情報提供	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
外国人のための相談、情報提供の充実	外国人からの男女共同参画に関する相談などさまざまな相談に応じられるよう、相談窓口の充実と周知を図るとともに、外国人向けのパンフレットを作成するなど、外国人市民への情報提供に努めます。	外国人相談者への対応	国際課・男女共同参画課・関係各課
		友好交流サロンを中心とした外国人への情報提供	国際課
		外国語パンフレットの作成	関係各課
国際理解・交流活動の推進	市民団体等と連携し、外国人との交流の場を提供するなど異文化に触れる機会や、外国人が主体的に参加し、交流できる場を設け、国際理解を深めます。	外国人との交流の場の提供	男女共同参画課・国際課
外国人の意見が反映される市政運営	外国人市民会議等における外国人の意見を市政に生かします。	岡山市外国人市民会議の開催	国際課

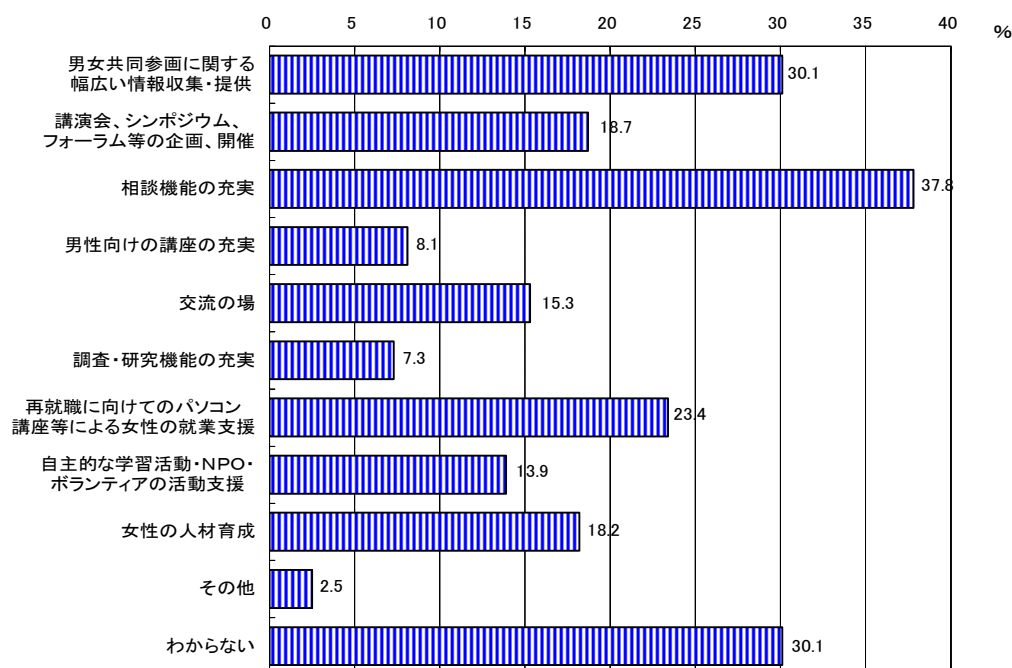
【重点目標8】市と市民等とのパートナーシップによる協働

男女共同参画社会を形成するにあたっては、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、自らが主体的に行動していくことが必要です。また、市、市民、事業者がそれぞれの責任を自覚し、その役割を果たすとともに相互に協働することも重要です。

岡山市では、「さんかく岡山」を男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、市民や事業者に向けて、意識啓発や情報提供など様々な取組を行ってきましたが、より積極的な取組を進めていく必要があります。

「さんかく岡山」の機能の充実を図り、市民が利用しやすい施設にするとともに、市と市民が協働して男女共同参画施策の一層の推進を図ります。

◆「さんかく岡山」の役割として期待すること



(H22年市民意識・実態調査)

◆施策の方向性と具体的施策◆

(1)市民参画による施策の一層の推進

- ①審議会や実行委員会への市民の参画の推進
- ②男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)への参画の促進
- ③多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進

(2)男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

- ①市民協働の活動拠点としての場と情報の提供

数 値 目 標	H23現状値	H28目標値
「さんかくウイーク」への参加者数	2,455人	毎年 3,000人以上
「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率	24.7%	50%

成果指標	定 義
「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合
「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合

【重点目標8】 市と市民等とのパートナーシップによる協働

◇施策の方向性 (1) 市民参画による施策の一層の推進

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
審議会や実行委員会への市民の参画の推進	男女共同参画専門委員会については、公募による委員の枠を継続して設け、政策・方針決定過程へ市民の意見を反映させます。 また、男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）の実行委員を公募するにあたり、市民の積極的な参画を呼びかけます。	男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」実行委員の募集	男女共同参画課 ----- 男女共同参画課
男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）への参画の促進	毎年6月に「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」を設け、「さんかく岡山」を中心に全市的な取組を市民と協働して展開します。	「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」の実施 「男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）」での公民館行事の開催	男女共同参画課 ----- 公民館
多様な団体等の連携による広報・啓発活動の推進	経済団体、マスメディア、NPO等との連携を図り、広がりを持った広報・啓発活動を進めます。	各種市民団体と連携した広報・啓発活動	男女共同参画課

◇施策の方向性 (2) 男女共同参画社会推進センター「さんかく岡山」の機能の充実

具体的施策	施策の内容	主な事業	担当課
市民協働の活動拠点としての場と情報の提供	「さんかく岡山」登録団体等と協働して男女共同参画に関する啓発事業を実施するとともに、男女共同参画に関する調査・研究も協働で行い、普及活動を進めます。	市民協働事業の実施 ----- 「さんかく岡山」が核となった男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画課 ----- 男女共同参画課